

放火罪はいつ成立？ - 西日本防災システム

放火罪は放火すれば成立するのですが、微妙な部分がありますね。
Xはある家に放火しようと思い、丸めた新聞紙にライターで火を着けました。そして火のついた新聞紙を家に近づけました。
Xの行為が放火罪の既遂となるのはいつなのでしょう。

1. 放火しようと思った時。
2. 新聞紙に点火した瞬間。
3. 新聞紙が燃え上がった瞬間。
4. 火が新聞紙から家の一部が燃え始めた時。
5. 火勢が家の重要な部分を奪い、その本来の家としての効用を喪失した時。
6. 消防車が現場に到着した時。

放火罪成立は(4) 火が新聞紙を離れて家の一部が独立に燃え始めた時となります。

放火行為は、**焼損**によって**既遂**となります(刑法第108条～第110条)。この**焼損**の意義を巡っては色々な考え方や解釈があるのですが、判例は、「火が放火の媒介物を離れ目的物に燃え移り、独立して燃焼する状態に達したときに焼損となる」(大判大正7年3月15日)との立場を示しているようです。従いまして、火が家に対する放火の手段である新聞紙を離れて家の一部が独立に燃え始めれば既遂となります。家の前で火のついた新聞紙を振り回していても、放火罪には当たらないですね。

家の玄関周りや車庫近辺に燃えやすいものを置かないように気をつけてくださいね！



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 